

高崎市

市民後見人養成講座

成年後見制度各論

- 任意後見
- 法定後見

講師

一般社団法人

日本成年後見法学会常任理事

司法書士 高橋 弘

成年後見制度とは

自由で平等な契約社会

〔 契 約 〕

十分な判断能力 → 適切な意思決定

〔 認知症高齢者や障がい者 〕

適切な意思決定 → 困難

法的に支援

〔 公的な監督の下に財産を適切に管理し、
生活・医療・介護・福祉の充実を図る制度 〕

基本理念

常に忘れてはならない根本的な考え方



〔成年後見制度の利用の促進に関する法律第3条〕

近接制度との比較

制度の種類	公的監督の有無	身上保護	財産管理
成年後見	○	○	○
任意代理	×	○	○
家族信託	×	×	○

公的な機関による監督がつくのは
成年後見のみ



安全・安心
(大きなメリット)

cf: 東京地裁平成30年9月12日判決(家族信託一部無効)

成年後見制度の種類

① 任意後見

元気なうちに将来に備えて自ら支援者を選定

② 法定後見

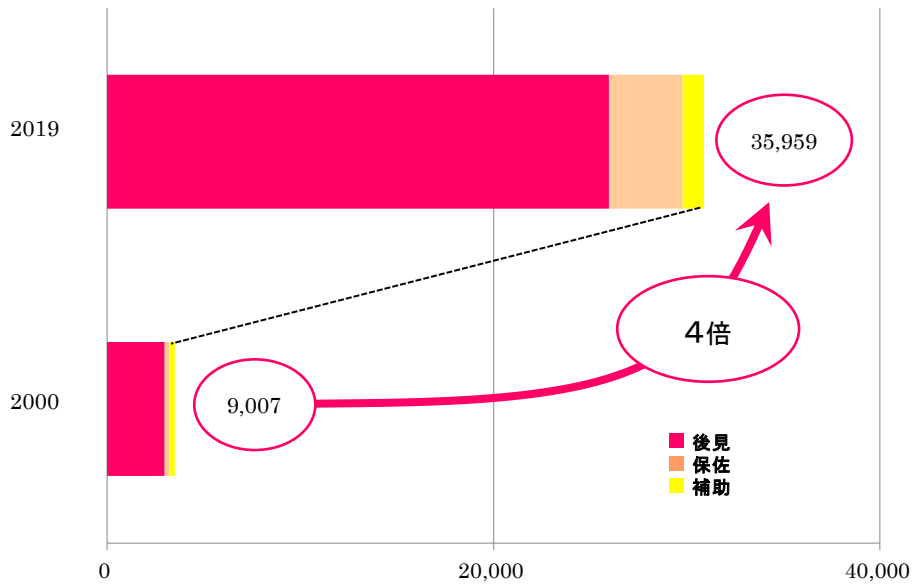
判断能力が不十分な人に、国が支援者を選定

任意後見と法定後見の関係

- 任意後見(優先)
判断能力が十分あるうちに任意後見を準備
- 法定後見(劣後)
判断能力低下後 ➡ 任意後見の準備なし
↓
補助(軽度)
保佐(中度)
後見(重度)

成年後見関係事件・申立件数の推移

【最高裁事務総局家庭局成年後見関係事件の概況より】



利用者数の低迷

平成31年／令和元年(2019年)度

22万4,442人

必要とする人の6分の1

利用促進法

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平28・4・15・法29公布)
横浜宣言(Yokohama Declaration)の理念の実現をめざすもの

- 1 利用するメリットを実感できる制度へ
 - 財産管理への偏重の是正等
／任意後見・補助・保佐の利用促進
 - 親族・市民の活用／専門職監督人による支援
- 2 ネットワークの構築(最重要)
 - 地域連携ネットワーク／行政・民間・司法
- 3 不正防止の徹底
 - 後見支援信託・預貯金の普及促進等

『実践成年後見No.63』新井誠ほか各特集参照

欠格条項の廃止

社会参加を困難化していた(スティグマ(恥辱))

- 公務員の地位の喪失
 - 会社役員の地位の喪失 等
- cf: 選挙権の喪失は解消(違憲判決)
(公職選挙法11条の改正)

【絶対的欠格条項の廃止】

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案
(平成30年3月13日閣議決定, 第196回国会に上程, 令和元年6月7日成立)
成年被後見人及び被保佐人を欠格事由として一律に各資格等から排除する絶対的欠格条項を廃止した上で, 各資格等の遂行に適した能力の有無の個別的かつ実質的な審査の仕組み(個別審査規定「心身の故障により, 業務を適切に行うことができない者」等)へと転換することを目的としたもの。
→ 成年後見制度の利用促進という法案の直接の目的を超えて, 障害者権利条約が強く求める法的能力の平等と無差別(障害を理由とする差別の禁止)の実現に向けた一歩としても必要な意義を持つといえる。

【新たな課題】

不適切な運用による排除範囲の拡大可能性のリスク

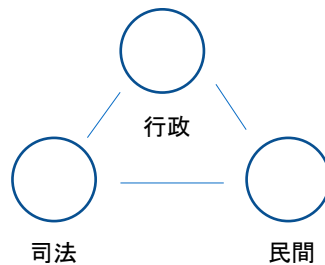
上山泰(一般社団法人日本成年後見法学会第15回学術大会(2018年6月2日・神奈川大学)における報告より)

地域連携ネットワークの構築

行政(自治体)

民間(社協・専門職・市民等)

司法(家庭裁判所)



利用促進法(平成28年4月15日法律第29号)3条③

公的支援システムの構築

- 家庭裁判所の負担軽減による司法の充実
(判断機関としての機能への集中)
- 公的監督・支援機関の創設
(監督の在り方の再検討)
英米: 公的後見局=Office of the Public Guardian
日本: 法務局が候補のひとつ

*『成年後見法研究No.15』(民事法研究会2018年3月刊)74~84頁参照

司法制度調査会提言

● 監督機能を分離移転

→ 成年後見制度をより利用しやすくする観点から、監督は家庭裁判所から法務局へ移転してはどうか
家庭裁判所は、選任・解任(判断)に専念できる

● 法務局が任意後見の本人の状況を確認

→ 法務局において、任意後見受任者に定期的に状況を確認するなどして、任意後見の開始を適切な時期に促す運用を検討すべき

● 医療同意権の検討の推進

* 司法制度調査会提言(平成30年6月5日, 自由民主党政務調査会), 同党ホームページ参照

Office of the Public Guardian

許可を得て撮影

裁判所とは別の公的監督機関／任意後見・法定後見双方の登記・監督支援等を行う



2013 カナダ OP(アルバータ州)



2018 イギリス OP(バーミンガム)

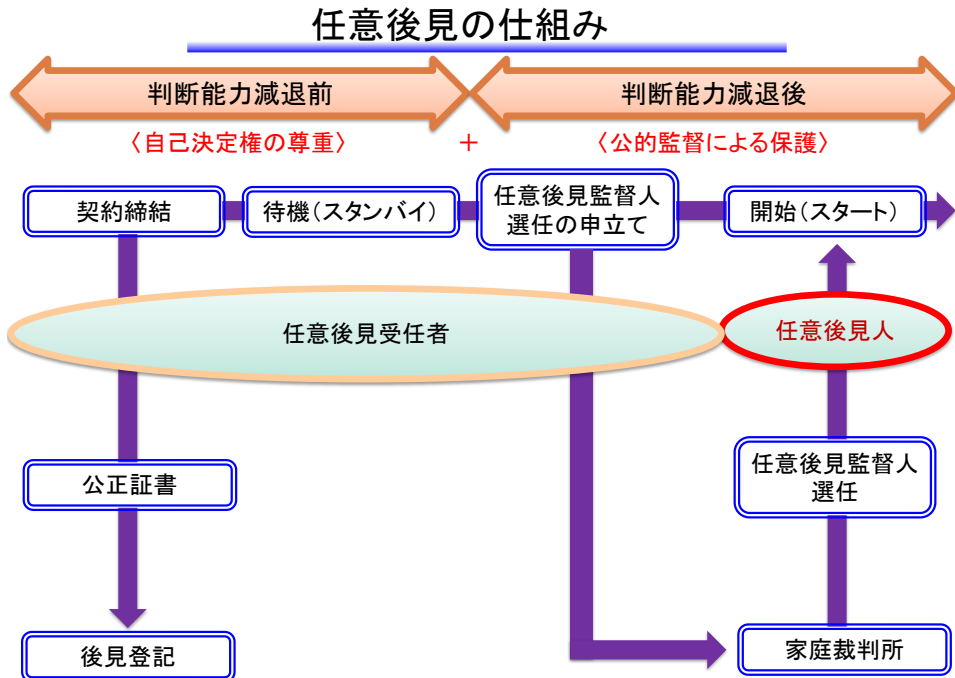
不正の防止対策

払い戻し等に家庭裁判所の指示書を必要とする
後見制度支援 信託/預貯金の活用

《新規案件》 リレー方式
弁護士・司法書士（一時的）
→ 親族へバトンタッチ

《継続案件》 追加リレー方式
親族 + 弁護士・司法書士（一時的）
→ 親族へバトンタッチ

補助・保佐・任意後見では利用できない



任意後見の活用方法(その1)

〈遺言との併用〉

- 任意後見契約→ **生存中の事務**
- 遺言→ **死後に最終意思を実現**

任意後見契約と任意後見受任者(又は任意後見人)を遺言執行者に指定する遺言を併用

- 生存中の財産管理と死後の遺言執行を円滑に進めることができる。
親族間の争いを防止する効果も期待できる場合がある。

任意後見の活用方法(その2)

〈障がい者等の親なき後対策としての活用〉

第1 本人が任意後見契約を締結

親の判断能力低下後に監督人を選任→ 親に代わって任意後見人の支援を受けることができる

- 本人が成年者で意思能力がある場合
本人が任意後見契約を締結可
- 本人が未成年者で意思能力がある場合
本人が親権者である親の同意を得て(民法5条)任意後見契約を締結可
- 本人が未成年者で意思能力がない場合
親が親権者として子を代理して任意後見契約を締結可

第2 親が任意後見契約を締結

- 本人が成年者で、判断能力が不十分となっている場合
親が自ら任意後見契約を締結し、受任者に対し、子のための法定後見開始についての代理権を付与しておく→ 親が健常な間は、自ら子の世話をし、判断能力低下後は、自らは任意後見人の支援を受けつつ、子は、親に代わって補助人・保佐人・成年後見人の支援を受けることができる

任意後見の活用方法(その3)

〈信託との併用〉

任意後見結合型裁量信託

- 身上保護事務 → 任意後見人
 - 財産管理事務 → 信託の受託者
- } 分業

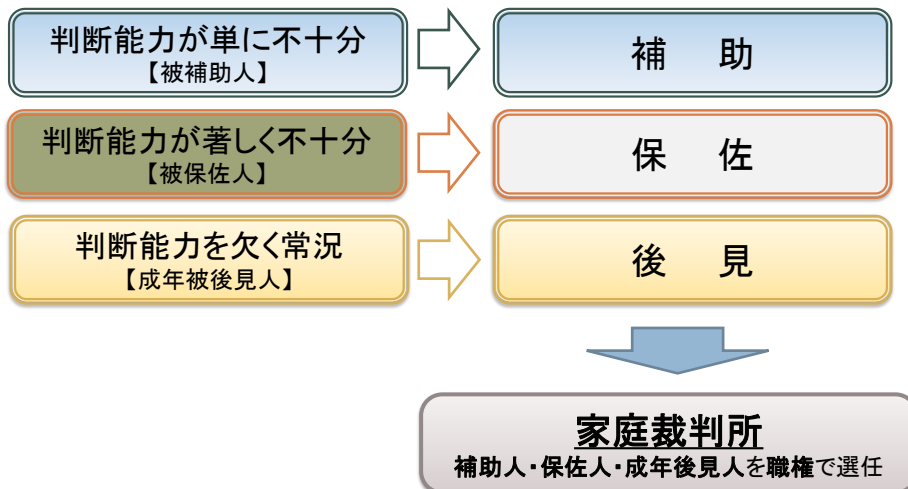
財産管理制度である信託の受託者との間で分業をはかることで、任意後見人は財産管理事務の重い負担から解放され身上保護事務に専念することができる

任意後見人が本人に対する身上保護のキーパーソンとして、受託者に対し、信託財産の管理処分方法を指図する

新井誠『信託法(第4版)522頁～529頁参照

法定後見の仕組み

任意後見による事前準備がない人の公的保護



法定後見の申立権者

- 申立権者(限定的、民法7, 11, 15)
 - ① 本人
 - ② 配偶者
 - ③ 4親等内の親族等
 - 親族とは(民法725)
 - ・ 血族(6親等内)、配偶者、姻族(3親等内)
- 福祉法により市町村長に申立権を付与
 - ・ 老人福祉法(32)
 - ・ 知的障害者福祉法(27条の3)
 - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
(51条の11の2)

成年後見人等の職務

- 身上保護事務
生活 + 療養看護(医療・介護・福祉)
に関する契約等の事務
※医療行為に対する同意等は対象外
- 財産管理事務
財産に関する契約等の事務

(いずれも明確な定義はない状況 cf 民法858条等)

実務の落とし穴 ①

預り金口座での管理△

《本人名義の口座が原則》

例外 小口現金

☞ 利息に注意

実務の落とし穴 ②

一時的な流用

☞ 使い込み

* 業務上横領罪として、重い刑事処分
(10年以下の懲役、刑法253条)

実務の落とし穴 ③

儀礼の範囲を超える贈与 → 原則×

本人の財産を減少させる リスクを伴う行為

- * 投資信託の購入 → ×
- * 本人の土地を親族の借入金の担保
に差し出すこと → ×

☞ 権利を濫用したとして解任されることがある
二度と後見人になれない(民法847条)

儀礼の範囲を超える贈与等

イギリス意思能力法(Mental Capacity Act 2005 § 12)
が参考となる

《厳格な要件》

- ① 十分な能力がある状況下での本人の意思に基づくこと
- ② 本人の意思が不当な圧力による影響を受けていないこと
- ③ 贈与の内容(経済的価値)が本人の財産状況等に照らして不合理でないこと

※ 本人の意思が明らかでないとき → 不可能
(最善の利益=Best Interests)

cf; 任意後見契約書の作成とともに、
任意後見事務遂行の指針を示す事前指示書等を作成する等の工夫が有効

実務の落とし穴 ④

《居住用不動産の処分》

- 任意後見
 - 家庭裁判所の許可は不要
 - ← 自己決定権の尊重
 - (任意後見法6条、民法858条、利用促進法3条1項)
- 法定後見
 - 家庭裁判所の許可が必要
 - ← 精神的ダメージに配慮
 - (民法859条の3, 876条の5, 876条の10)
 - cf; 競売の場合は不要

実務の落とし穴 ⑤

身元保証契約 ＜身元引受け契約＞

☞ 職務の範囲外

* できること、できないことを明確に
書面を交わす

☞ 後見人等が就いていることで不要とする施設も少なくない

実務の落とし穴 ⑥

身分行為／一身専属権

- 婚姻／離婚の合意

- ☞ 職務の範囲外

- * 戸籍の届け出(戸籍法32条)
本人自身が行うものとされている

- 遺言

- 子の認知

- ☞ 職務の範囲外

実務の落とし穴 ⑦

《任意後見契約の解除・法定後見人の辞任》

【必要】

- 正当事由

- 家庭裁判所の許可

(任意後見法9条, 民法844条)

cf: 任意後見の場合

任意後見監督人選任前(任意後見のスタート前)は、家裁の許可までは不要だが、
公証人の認証を受けた書面が必要

実務の落とし穴 ⑧

《医療行為に対する同意》

- 医療行為全体に対する契約
→ 職務の範囲内
- 個々の医療行為(医的侵襲行為)に対する同意
→ 職務の範囲外

実務の落とし穴 ⑨

《報酬》

- 任意後見人の報酬
→ **当事者が契約**で定める
特約がない限り無報酬が原則
←任意後見契約は委任契約の一種(親族でも特約の締結は可能)
- { 任意後見**監督人**の報酬
法定後見人の報酬
(補助人・保佐人・成年後見人)の報酬
→ **家庭裁判所が審判**により付与

世界の動き

成年後見法世界会議

World Congress on Adult Guardianship Law (WCAG)

- 第1回 2010年横浜(横浜宣言採択)
- 第2回 2012年メルボルン
- 第3回 2014年ワシントン
- 第4回 2016年ベルリン(改定横浜宣言採択)
- 第5回 2018年ソウル
- 第6回 2021年ブエノスアイレス(予定, コロナ渦による延期)
- 第7回 2022年スコットランド(予定)



ご静聴ありがとうございました。

The End